

# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

離婚後に子どもを監護・教育するために必要な**養育費**を受給していない方の割合は、  
**約7割**にのぼっています。

離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚前にきちんと  
**養育費**の取り決めをしておくことが大切です。

## 養育費等

〈離婚に関する法務省のHP〉 →  
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



### ○親権者

・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

### ○養育費

・**養育費**とは、**子どもが自立する**（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

### ○面会交流

・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



### ○児童扶養手当

・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。  
・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【狭山市役所こども支援課TEL2953-1111内線1534】に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

## 財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



・離婚したときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、  
**お二人の財産を分ける**ことができます。  
・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることができます。  
※**離婚後2年間**の期間制限あり。

## 年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、  
それぞれ、自分の年金とすることができます。  
※**離婚後2年間**の期間制限あり。

### (問い合わせ先)

○自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

○法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



○**法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



○ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →



# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## 婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。

・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に  
関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に  
関する裁判所のHP〉 →



## 面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために、面会交流についてしっかりと話し合う**ようにしてください。

## 児童手当の受給者の変更

・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給される場合があります。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できる場合があります。

・受給者変更の手続の詳細は、【狭山市役所こども支援課TEL2953-1111内線1538】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

## 家庭の相談窓口

・結婚や離婚・家庭問題など、日常生活での悩みごとについて、一般相談員がお受けします。※**相談料無料**

相談場所 狹山市役所1階 市民相談室 TEL04-2937-5843(直通)  
受付日時 月曜日～金曜日(休日を除く) 9時～12時、13時～16時

## 母子・父子(生活・就業)相談

・ひとり親家庭の方、または離婚を考えている方の相談に応じます。  
ひとり親家庭への行政サービスのご案内、生活上の困りごとや就労相談について、母子・父子自立支援員がお受けします。※**相談料無料**

相談場所 狹山市役所1階 こども支援課 TEL04-2941-3069(直通)  
受付日時 月曜日～金曜日(休日を除く) 9時～17時 ※予約優先

## DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

18歳未満のお子さんがいるご家庭

・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、【狭山市役所家庭児童相談室TEL04-2953-1111内線1537】にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。  
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)